

11/21
福井

2012年11月30日	県内住民らが提訴
14年5月21日	運転差し止め判決



14年5月22日	関電側が控訴(一番破棄を求める)
5月30日	住民側が控訴(250キロ圏外の原告認定を求める)
11月5日	第1回口頭弁論
17年4月24日	島崎邦彦氏の証人尋問(第11回口頭弁論)
7月5日	住民側が裁判官忌避申し立て(第12回口頭弁論)
7月13日	金沢支部が申し立てを却下
7月20日	住民側が裁判官忌避を特別抗告
10月2日	最高裁が特別抗告を棄却
11月20日	結審(第13回口頭弁論)
?	判決

大飯原発訴訟の流れ

大飯原発控訴審が結審

高裁金沢 住民側証人申請を却下

関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)の運転差し止め訴訟控訴審は20日、名古屋高裁金沢支部で結審した。住民側は弁論で「地盤調査や火山対策が不十分」などと主張。専門家の証人尋問を申請したが、内藤正之裁判長は却下。直後に住民側が申し立てた裁判官3人の交代を求める忌避も却

下し、審理を終結した。判決の言い渡し日は後日指定するとした。「一面に関連記事」意見陳述で島田広井護団長(福井弁護団会)は、▽関電による地盤調査の問題点▽基準地震動(耐震設計の目安とする揺れ)が過小評価されていること▽原子力規制委員会による安全審査の欠陥―の三

つの重要論点について、双方の主張・立証が尽くされていないと主張。地質調査と火山の専門家2人の証人申請を行

い、審理の継続を求めた。関電側は主張・立証は尽くされていると結審を求めた。内藤裁判長は証人尋問につ



福井から原発地

住民側は関西電力の地盤調査の問題点などを証明しようと、科学者らの証人尋問を前回の弁論から計9人申請したが、内藤正之裁判長は認めなかった。控訴審開始から3年開かれた弁論は13回。結審直後、住民側関係者が埋まった傍聴席からは「審理は尽くさ

結審を受け記者会見する中島代表(左から3人目)や島田弁護団長(同4人目) 20日金沢市内

「審理尽くされてない」住民側 反発

「一方、判決については「我々が勝って当然の立証状況だが、今の裁判所の審理の進め方からすると勝てる展望がない」と述べ、会場には重苦しい雰囲気も漂った。住民側の中島哲演代表(75) 小浜市は「言葉が出てこない。無念の思いで言葉少なに語った。弁護団は、判決日が指定されなかったことは想定外だったが」とし、4月以降になる可能性もあり得るとの認識を示した。(嶋本)

いて「必要性がない」と却下。7月に続き2度目となった裁判官の忌避申し立ては「(審理を)遅らせるもので、忌避権の乱用に当たると受け、審理終結を宣言した。大飯3、4号機を巡っては、一審福井地裁で樋口英明裁判長が2014年5月、関電の地震対策に構造的欠陥がある」として運転差し止めを命じた。控訴審では今年4月、元原子力

規制委員長代理で2基の地震対策を審査した島崎邦彦・東京大名誉教授(地震学)が出廷し、基準地震動が過小評価されていると証言。関電の地震想定の妥当性が主な争点となった。住民側は7月、島崎氏の証言を詳しく説明するため別の地震学者ら7人を証人申請したが却下された。裁判官の忌避申し立ても同支部、最高裁がともに却下した。(嶋本)